

令和5年度 甲賀広域行政組合衛生センターごみ処理施設維持管理状況について

1. 一般廃棄物(可燃ごみ)の搬入量

ごみの種類	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
可燃ごみ	t	2,762.86	3,285.31	3,018.46	2,907.48	3,066.14	2,829.87	3,033.35	2,755.09	3,061.34	2,837.71	2,484.38	

2. 焼却炉運転日数

区分	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2号炉		27	27	29	20	27	25	23	16	30	5	13	
3号炉		25	28	20	30	26	27	10	-	5	22	18	

3. 燃焼中の燃焼ガスの温度(測定結果数値は連続的に測定し、記録した全ての日の平均値の月平均値) [測定位置:燃焼炉出口]

区分	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	℃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2号炉		942	936	935	922	917	913	896	898	893	900	872	
3号炉		928	928	923	928	919	911	915	-	890	884	875	

4. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(測定結果数値は連続的に測定し、記録した全ての日の平均値の月平均値) [測定位置:集じん器入口]

区分	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	℃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2号炉		196	197	197	198	197	197	197	197	197	197	196	
3号炉		196	196	198	196	195	195	195	-	197	195	195	

5. 排ガス中の一酸化炭素濃度(測定結果数値は連続的に測定し、記録した全ての日の平均値の月平均値) [測定位置:集じん器出口]

区分	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	ppm	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2号炉		5	4	6	5	6	7	6	3	3	5	3	
3号炉		6	7	7	5	6	4	5	-	4	5	3	

6. 排ガス冷却設備にたい積したばいじんの除去を行った日

区分	ガス冷却室			白煙防止用空気予熱器(自動払落し装置付き設備)		
	1号炉	2号炉	3号炉	1号炉	2号炉	3号炉
実施月日	2月12日	7月10日	6月11日		7月9日	6月10日
		10月3日	8月15日		1月10日	10月17日
		11月28日	10月19日			
		1月12日				

7. 排ガス中のばい煙及びダイオキシン類濃度測定結果 [測定位置:煙突]

区分	単位	法基準値	※管理基準値	1号炉			2号炉			3号炉		
ばいじん濃度	g/m <sup>3</sup> N	0.15	0.02				0.008	0.004	-	0.020	結果待ち	-
硫黄酸化物濃度	ppm	2500	50				<1.6	<1.5	-	<1.6		-
窒素酸化物濃度	ppm	250	125				75	66	-	64		-
塩化水素濃度	ppm	430	70				22.0	17.0	-	9.8		-
ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	5	3				-	-	0.15	-		0.035
排ガスを採取した月日							5月18日	12月15日	10月18日	7月26日	2月16日	9月27日
結果が得られた月日							6月21日	1月19日	12月7日	9月1日	-	12月7日

※管理基準値:衛生センターごみ焼却施設の操業に関する近隣地域との管理基準値です。

## 8.排ガス中の水銀濃度測定結果

〔測定位置:煙突〕

区分	単位	法定基準	5月18日	7月26日	12月15日	2月16日		
1号炉	μg/m <sup>3</sup> N	50	-	-	-	結果待ち		
2号炉			4.1	-	1.5			
3号炉			-	1.9	-			

## ○測定結果の確認方法

定期測定において排出基準を上回る濃度が検出された場合、速やかに3回以上の再測定を実施し、定期測定及び再測定の測定結果の平均値より評価する。

## 9. ばいじん処理物のダイオキシン類結果

区 分	単 位	判定基準 (3ng-TEQ/g以下)	4月14日	7月27日	10月20日	1月19日
ダイオキシン類	ng-TEQ/g	— ※1	1.1	0.54	1.4	0.76

※1 ばいじん処理物は、大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪湾フェニックスセンター)で埋立処分をしています。

ダイオキシン類の判定基準値は3ng-TEQ/g以下と定められておりますが、平成12年1月15日までに設置されている施設から排出されるばいじんについては、薬剤処理薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法により処分を行う限り、適用されません。

## 10. ばいじん処理物の水銀又はその化合物、アルキル水銀の結果

区 分	単 位	判定基準	4月14日	7月27日	10月20日	1月19日
水銀又はその化合物	mg/L	0.005	<0.0005	<0.0005	0.0010	<0.0005
アルキル水銀 ※2	mg/L	不検出	-	-	不検出	-

※2 アルキル水銀については、水銀及びその化合物が計量下限値である0.0005mg/L以上となった場合に測定する必要があります。